

第三者評価結果(川崎市立下小田中保育園)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より川崎市公立はすべて同じ保育理念となり、理念は「子どもの権利を保障し、未来を担う子どもたちの生きる力を育む保育」としております。 ・基本方針として、「一人一人の要求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る」「子どもの人権に十分配慮し、お互いに尊重する心を育てる」「保健的で安全な環境を作り、健康生活、基本的な生活習慣を育てる」「意欲的に活動する心を養い、自分で考えて行動できる力を育てる」「保護者との信頼関係を築き、子育ての楽しみを分かち合い、養育力の向上に働きかける」「地域との連携を図り、地域の保護者への子育て支援を行う」として、保育全般にわたる基盤を明確にしています。 ・保育目標は、☆心身ともに健康な子ども、「友だちと楽しく遊べる子ども」「意欲のある子ども」「心豊かな子ども」とし、子ども本位の保育姿勢を前面に打ち出しています。 ・理念・基本方針は入園前説明会や園見学の際に配付する、「保育内容説明資料」に掲載し、川崎市のホームページにも載せて居ます。 ・保育理念、保育方針、保育目標は玄関廊下、各クラスに掲示し、保護者にはコドモンで配信、紙面にて配布し周知を図っています。また、周知状況を確認し継続的な取り組みのため、個人面談やコロナ感染状況が落ち着いている時期にクラス別懇談会を開催し、状況確認、質問等に答えるような取り組みを行っています。 		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園は川崎市子ども・若者の未来応援プランの推進、保育所保育指針、川崎市公立保育所保育指針に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図ることを目的とし、利用する子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮したふさわしい生活の場であるように努めています。 ・川崎市総合計画には「かわさき10年戦略」があり、7つのメイン戦略の2番目に「戦略2:【どこよりも子育てしやすいまち】をめざす」としており、公立保育園の役割は重要です。 ・総合計画の具体的なながれとして、「新たな公立保育所」の機能;①地域の子どもの子育て支援、②民間保育所等への支援、③公・民保育所人材育成、④インクルーシブ保育(子どもの多様性を温かく受容する)、⑤自己評価等、⑥職員の資質の向上、の実行を責務とされているため、これは園の全体的な計画にも組み入れて進めています。 		
【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園は川崎市の公立保育所として組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等について川崎市保育事業部運営管理課からの指導の下、適切に運営を行っています。また、運営管理課、中原区保育総合支援担当、公立保育園園長と連携し、情報共有や課題の改善に取り組んでいます。 ・毎月在園人数を運営管理課に報告するとともに、児童家庭課と空き状況を把握し、ホームページに公表して待機児童に配慮しています。 ・地域の子育てに関する課題などを、関係機関との連携の中で把握し、保育総合、児童家庭課、地域見守りなど、こまめに情報を交換し合っています。 ・その中で浮かび上がった課題については、書類、口頭にて園長に報告し、職員会議などで全職員に周知し、課題解決に向け検討しながら進めています。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市総合計画第3期実行計画」「地域包括ケアシステム」等に基づき、「第2期川崎市子ども・若者未来応援プラン」等、児童福祉施設関係の施策、児童及び保護者の状況、地域の特性や保育のニーズ等に対応するため、年度ごとに川崎市の運営方針の実現に向けて取り組みを行っています。 ・川崎市総合計画には「かわさき10年戦略」があり、7つのメイン戦略の2番目に「戦略2:【どこよりも子育てしやすいまち】をめざす」としており、総合計画の具体的ながれとして、「新たな公立保育所」の機能:①地域の子ども・子育て支援、②民間保育所等への支援、③公・民保育所人材育成、④インクルーシブ保育(子どもの多様性を温かく受容する)、⑤自己評価等、⑥職員の資質の向上、の実行を責務とされているため、これは園の全体的な計画にも組み入れて進めています。 ・医療的ケア児支援法の施行を受け、令和5年度より、医ケア児受け入れを全川崎市公立保育所で実施します。 ・また、新たな公立保育所の機能強化策として、今後、川崎市7区の中の2区(川崎区、中原区)に保育・子育て総合支援センターを開設する予定です。 		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園は「川崎市総合計画第3期実行計画」「地域包括ケアシステム」等に基づき、「第2期川崎市子ども・若者未来応援プラン」「新たな公立保育所」「保育の質の向上」等の内容を踏まえた保育計画を実施しています。 ・公立園の単年度計画(事業計画)は、「新たな公立保育所」の機能に則り、①地域の子ども・子育て支援、②民間保育所等への支援、③公・民保育所人材育成、④インクルーシブ保育(子どもの多様性を温かく受容する)、⑤自己評価等、⑥職員の資質の向上、などのテーマ別事業計画となり、テーマごとの責任者も決めたプロジェクトチームで会議や打ち合わせを行い、進めています。 ・プロジェクトチームからは「かわさき10年戦略」に則った上記①～⑥のテーマそれぞれから「年間計画及び実施報告書」が策定され、いつまでに誰が何をやるかまで具体化された計画書が提出されます。 ・本計画書には実施報告書様式も組み込まれているため、進捗状況及び実施後の反省欄も設けてあり、必ず内容の評価があって完了する仕組みです。 ・「全体的な計画」は、保育にあたるそれぞれの専門職が連携し、多方面から考え実行可能な具体的な内容となっています。 ・地域子育て支援事業や民間保育所について中原区保育・子育て総合センターのエリア担当とコロナ禍の状況を踏まえながら取り組み具体的な成果が見えるものにしていきます。 		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の各テーマには、各担当、各クラス、学年、乳児、幼児、リーダー、フリー、給食のメンバーで会議を計画的に持ち、意見交換して状況把握や課題解決に取り組んでいます。 ・行事や保育については、行事ごとや月の反省会等で振り返りを行い、また保護者アンケートから満足度や改善点等を把握し、その後の行事や保育に活かしています。 ・地域支援、民間連携事業においては、年間計画に沿って担当者が事業計画を立案、実施し評価する内容となっています。 ・各担当者が事業計画を立案、職員に配布、周知。取り組みの事前説明にて理解を促しています。 ・中原区保育総合支援担当が下小田中保育園に出向き、民間保育園との相談に乗ったり、園職員と情報交換、打ち合わせを定期的に行い事業テーマの進捗状況を確認しています。 ・「民間保育所等への支援」のテーマでは、資料を配ったり、マスク配布物などの実施について、それらの会議記録は回覧して職員周知を図っています。 		
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対しては、年度始めに保育内容説明会を開催し、園の「全体的な計画」を示し、保育計画や行事についての説明を丁寧に行っています。また、保護者にアンケートを実施し、意見を共有することで、次年度の計画に繋げています。 ・現在はコロナ禍で、説明会が開催できず周知しきれていない部分もあるかもしれないが、紙面開催など、園として出来ることは行っています。 ・クラス担任が保護者向けに発信する「クラスだより(年5～6回)と重複しない部分をコメント・写真にした「園長☆コラム」を園長が発信し、保護者への情報不足・偏りを補っています。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の保育に関して日誌等の記録から、保育内容の評価、反省を行い月反省の時に他クラスの状況や保育の振り返りを聴き、情報の共有と保育内容の評価を互いに確認し、意見交換することで保育の質の向上に努めています。 ・月案や週案においては定期的にPDCAサイクルを回し、保育の質の向上に努めています。 ・毎月の月案での反省や年間指導計画の反省などで、次年度への指導計画を見直し、を行っています。 ・毎年、年1回の自己評価を行い、まとめたものを職員会議で話し合い、園の課題を共有し、対策についても意見を出し合っています。その結果を掲示などで保護者にも伝えています。 ・自己評価から抽出された改善すべき点は職員同士で確認し、改善に結びつけます。 ・自己評価チェック表を用いたり、第三者評価を川崎市の計画に沿って受審し、評価結果を公表しています。 		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職員が保育の振り返りを行い、自己評価を実施し、課題について職員間で話し合いを持ち、改善や次年度の取り組みを反映した計画となるよう見直しを行っています。 ・職員一人一人の自己評価結果はまとめて「保育所の自己評価」とし、各評価項目ごとの優劣を測り、課題抽出を進めます。 ・結果については全職員に周知し、職員会議などで話し合いを進めながら具体的対策を立てます。 ・園では「かわさき10年戦略」の6件の事業計画課題とは別に、園内部から浮上した今年度4件の「改善課題」について、改善策実行の担当者、グループを任命し、計画作成(P)、実行(D)、振り返り(C)、対応策などの部分修正(A)を回しながら、改善策を進めます。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は年度初めに4月の職員会議にて、その年の下小田中保育園運営方針を説明し、その中で園長の役割りと責任を説明しています。 ・園には「職員役割り分掌表」があり、その中でも園長や主任保育士、乳幼児リーダー、保育士、看護師、管理栄養士、調理士などの役割分担を明確にしています。 ・「公営保育所園長業務マニュアル」や「運営マニュアル」の安全管理において、園長の役割りを明確にし、不在時代行として園長補佐を指名しています。 ・施設長は防火管理者、衛生推進者研修を受講しています。 		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遵守すべき法令等をまとめた、職員ハンドブック「サービス掌冊子」を全職員に配布しており、職員は常に携帯しています。 ・川崎市公務員としての自覚を持ち、行動することが義務付けられており、違反した場合、罰則が課せられることを職員は十分承知しています。 ・自主考査に取り組み公務員としての自覚を促しています。 ・園長は行政の主催する法令関連の外部研修は必ず受講し、内容は職員会議などで全職員に説明しています。 ・各職員は年2回「サービスチェック」を行い、自らの行動をサービス規律に照らし合わせて、規律を正しています。 ・ごみ収集に関しては「川崎市3R活動」のごみ分別を徹底しており、子ども達にもわかりやすく説明しています。 		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員自らが資質向上を心がけ、各研修等に積極的に参加するように働きかけをし、参加した職員の研修報告会を行い、職員全体で学びの共有を行っています。 ・園長、主任保育士は、各クラスから上がってくる指導計画などの振り返りに注視し、園の保育の質について、評価・分析を行っています。 ・会議において保育の振り返りを行う中で意見の反映や保育の課題、改善を整理し、具体的な取り組みについての意見を述べ参画しています。 ・問題点が明確になれば直ちに保育関係者に対して、アドバイス・指導を行います。 ・事業計画などの各テーマは、担当責任者、グループを指名して、主体的に取り進めるようにしていますが、必要があれば、園長自らが中に入り、一緒に活動に参加しています。 ・職員の受講した研修について対話型の報告会を行い、職場にどのように活かしていくか職員と共に考えて運営(保育)に反映させています。 ・園長は職員会議、職員個人面談などで、職員意見を吸い上げ、保育の質の改善に向けリーダーシップを発揮しています。 		
【13】	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務や経営は、川崎市として運営管理課の予算内で保育業務を実施しています。 ・川崎市こども未来局運営管理課主催、定例園長会及び区保育・子育て総合支援センター主催、区別連絡会に参加し、公立21園の状況把握をし、課題解決を行っています。 ・組織の基本方針をもとに保育園の運営方針を職員に説明し、周知しています。また、業務担当やクラス運営は、職員の経験やスキルレベルを考慮し、組織的な保育運営になるように配置しています。 ・園長は、園長補佐と共に職員の働きやすい環境づくりのため、コミュニケーションを図り、対話や業務の進捗状況を確認しながらチームワークを大事にしています。 		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市保育士等専門職人材育成のあり方や保育所看護師の人材育成のもと、職員の「あるべき姿」に向けて求められる「力」と「意識」が保育士、看護師、栄養士において共通して求められています。 ・行政専門職として階層別に求められる能力が明記されており、人事管理は、計画的にキャリアアップやJOBローテーションを考慮し異動が行われています。 ・人事評価や異動対象者との面談にて意向を確認し、川崎市運営管理課に繋ぐ組織的な取り組みがあります。人事評価に関する面談は園長と1対1で行いますが、異動などの将来の方向を相談できるキャリアシート面談は、本園が立地する中原区ではなく、隣の幸区から課長が来園し、個人面談に臨んでいます。 		
【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市保育士等専門職人材育成のあり方や保育所看護師の人材育成のもと、人事管理は、計画的にキャリアアップやJOBローテーションを考慮し、川崎市で異動が行われています。 ・職員の異動に際し、職員の希望やキャリアシートをもとに面談を行い、今後の保育者としてのキャリアステージでのステップアップを期待しています。人事評価に関する面談は園長と1対1で行いますが、異動などの将来の方向を相談できるキャリアシート面談は、本園が立地する中原区ではなく、隣の幸区から課長が来園し、個人面談に臨んでいます。 ・人事評価にて組織目標を達成するため、職員との面談にて業務内容や自己申告のもと適正に評価する取り組みがあります。 		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の就業状況は、時間外も含め所属長が把握し、決済を川崎市に回議しています。 ・職員の健康については、川崎市には健康診断受診、結果により2次検査や保健指導等が受けられる仕組みがあります。また、心の相談室等もあり、産業医と相談しながら、ケアを受けられる環境にあります。 ・ワークバランスに配慮した休暇や時間休暇の取得、ノー残業デー等意識した取り組みを行っています。 		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度の活用があり、キャリアシートを活用した人材育成と合わせて職場内のOJT、OFF-JT等を推進し「目指す職員像」の実現に向けて取り組んでいます。「キャリアシート」には、自らの将来の希望も描くことができ、面談で行政課長からのアドバイスも得られます。 ・園長との人事評価面談では、目標設定から水準、手段、成果まで進捗状況を把握しながら目標達成度の把握を行っています。職員は人事評価を通して自らの「年間目標設定」をもち、将来の希望的な見通しに立った業務を遂行できます。 		
【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市には「川崎市保育士人材育成のための手引き」があり、保育士の「期待する職員像等」を明確にしています。また、「川崎市人材育成基本方針」が根底にあり、市職員のあるべき姿として「川崎市保育士人材育成ビジョン」が策定されています。 ・第3次人材育成基本計画、川崎市保育士、看護師、栄養士の専門職人材育成のあり方の中で福祉施設における保育士の配置、業務内容、役割、課題がまとめられており、行政専門職として求められる専門性、能力が明示されています。 ・組織的に研修が開催されており、職員は、キャリアに応じた研修に参加し、研鑽しています。また、個人の学びに留まらず、全職員に報告、実践すると共に保育に活かしています。 ・研修の内容等については、川崎市運営管理課、中原区の人材育成担当者が評価と見直しを行って次年度に活かしています。 		
【19】	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園ではキャリアシートにて個別の研修や資格、保育経験等を把握しています。 ・新任、異動者に対する個別的なOJTが行われています。 ・全職員に対しては、階層別研修、キャリアアップ研修、テーマ別研修等、職員の職務や経験、キャリアに合わせた研修を積極的に受講を促すよう促したり、設定しています。 ・コロナ禍もあり、WEB研修が主流になり受講期間が長くなったり、複数の参加が出来るので、より多くの受講が可能となりました。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して受け入れを行っています。実習生の受け入れについての仕組みが確立されており、受け入れに際し学校側と実習内容の打ち合わせや事前にオリエンテーションを行い、マニュアルに沿って説明を行っています。 ・受け入れに際しては、事前に保護者、子どもたちにも説明し、実習生の目的や職種に考慮したプログラムを用意します。 ・園の職員に対しては、次世代保育職員の育成として説明し、十分理解して対応しています。 ・受け入れは、①オリエンテーション(守秘義務、心構えなど)、②実習(シフト、部分実習、責任実習)、③実習日誌作成、④反省会、⑤評価、の流れで進めます。 ・実習期間中は、保育の振り返りを担当者、クラス担任等と行い実習内容の充実を図ると共に次年度の実習に活かせるように助言し、希望があれば継続的に受け入れを行っています。 ・最後の「反省会」には関連する職員も参加し、アドバイスや指導・意見なども伝え、数年後の人材確保も考えて進めます。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページにて保育園の保育理念や基本方針、保育内容等が公表されており、第三者評価の受審状況、結果も同様に公表されている。利用者や市民は、誰でも見る事が出来るようになっている。 ・園の情報は、HPで園だより、給食だより、保健だより、献立等を月1回知らせている。また、地域親子向けのイベントや子育て支援情報を定期的に知らせている。 ・園のホームページには、園だよりや園の情報を掲載しています。また、川崎市のサイトにも川崎市公立保育園の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報なども公開しています。 ・第三者評価の評価内容については、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」のほか、WAMNET、受審した第三者評価機関のホームページにも掲載されます。 ・園のホームページでは苦情・相談の体制について公表し、自己評価の分析結果なども公表しています。 ・地域に向けても、「地域に根差した保育園」をめざし、地域の掲示板の利用とチラシの作成・配布により園情報を伝えています。 		
【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページにて保育園の保育理念や基本方針、保育内容等が公表されており、第三者評価の受審状況、結果も同様に公表されています。利用者や市民は、誰でも見る事が出来るようになっています。 ・園の情報は、HPで園だより、給食だより、保健だより、献立等を月1回知らせています。また、地域親子向けのイベントや子育て支援情報を定期的に知らせています。 ・年1回川崎市の監査を受け、指摘項目につき即改善を実施し、透明かつ、解りやすい適正な運営を行っています。 ・財務監査は川崎市運営管理課が取り仕切っており、関連書類は毎年提出し、監査を受けています。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園は川崎市の「新たな公立保育所」制度の機能強化に向けて、中原区のランチ園として中原区保育・子育て総合支援センター、中原保育園<センター園>、下丸子保育園<ランチ園>と連携し、事業を進めています。地域のこども・子育て支援、民間保育所等への支援、公・民保育所人材育成が主な事業です。コロナ禍のなかで蜜回避のため、多くの事業が中止されていますが、実施されているものも多くあります。その一つに「地域のこども・子育て支援」の中で、地域の子どもと保護者が安心して遊び、保護者同士が交流できるよう、園庭開放を毎週月～土曜<11:30～14:30>行い、好評です。未就学の子どもと保護者向けに「あそびの広場 園庭で遊ぼう」を8組限定で、「パパと遊ぼう にこにこサタデー」も8組限定で月1回ずつ実施しています。また子育て中や転入された親子向けに「保育連続講座」を3回連続行っています。 ・コロナ禍の中でも継続的に行い、好評なのが園玄関前で絵本3冊セットを保護者へ貸す「ベビーカースルー 絵本貸し出し」です。利用者は多く、また子育てに悩む保護者には月～金<9:30～17:00>まで電話やメールで、保育士、栄養士、看護師、発達相談支援コーディネーターが相談に応じています。 		
【24】	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア、実習生、体験学習などの受け入れは次世代育成のために積極的に行ってきましたが、今年度は大学の実習生とインターンシップの受け入れがあり、次世代育成支援の一環として受け入れを行っています。 ・実習期間等は、園長の承諾のもとに担当職員が面談とオリエンテーションを行っています。 		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要性が高い会議では、中原区要保護児童対策地域協議会実務者会議<年5回・虐待>、園長校長連絡会<年2回>、ネットワーク会議、中原区園長連絡会<公・民保育園、年5回>、市園長会<年5回>、子ども家庭センター<児相>、区の地域みまもりセンター<福祉>、中部地域療育センター<障害児>、近隣の小学校などと日常的に緊密な連携を図っております。 ・本園は「新しい公立保育所」のランチ園として外部の各種連携会議が多くあり、園長は上記の各種会議に出席し、園長補佐は園長補佐会議があり、担当者レベルでは、幼保小連携担当者連絡会、保育士、看護師、年長児担当、発達相談支援コーディネーター、0、1、2歳担当、子育て支援担当者などの会議があります。これら外部機関の会議には必ず出席し、直面する課題を把握し、議事録があります。 		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園は中原区の「地域のこども 子育て支援事業」の活動拠点<ランチ園>です。各種会議やイベントに関与し、保育ニーズ、課題の把握は重要な職務となっています。 ・地域の現状として共働き世帯が多く、地域と子育て世帯の関係が薄いので、育児への不安を抱き、子育て世帯の孤立化を招いているのではと把握しており、コロナ禍で子育てを相談する場が少なくなっているため、オンラインでの支援強化を企画しています。 ・中原区には多くの関連会議があり、そこでの議論を把握し、持ち帰り、園としての対応を練っています。幼保小連絡会、市立園長会、区主催の健康管理、給食等の各担当者連絡会や救命処置実技等の会合では、各担当が出席し、課題の把握に努めています。 ・コロナ禍でも絵本の貸出し、園庭開放を行い、何でも相談ではメール、電話でも受け付け、孤立する子ども世帯の悩みに寄り添う姿勢を貫いています。 		
【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中原区は子育て世帯の転入者が川崎市で一番多く、子どもの数も一番多く、ランチ園として「民間保育所等の支援事業」が重要で、担当エリアである中原区大戸地区には、1年間で新規開園が3園、認可保育所への移行が2園、全部で認可保育所が33、認定こども園1、小規模保育所が21、と対象の施設は多いのです。 ・民間保育園の新規開設相談や、既存の保育所訪問を通じて、子育ての連携を図ったりしています。 ・各種連絡会の主催者、又は、共催者として資料纏め、司会など公益的な活動を、園長、栄養士、看護師、子育て支援担当が行い、オンラインでの連絡会議をもっています。 ・ランチ園の役割である「公・民保育所等人財育成事業」として、日常の保育活動、地域子育て支援活動を公開する「公開保育」をオンラインで4回行っています。 ・今後、社会福祉施設として災害時、一時避難場所等として支援できることを考えていきたいとしています。 ・地域の避難所設営のための研修に避難所要員は、業務に差支えない範囲で参加し、地域に還元する取り組みの内容を学んでおります。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園の保育理念は「子どもの権利を保障し…」と明記されています。公立保育所として川崎市の「子どもの権利条例」及び「子どもを虐待から守る条例」を具体的に生かす理念となっています。「子どもの人権の尊重」から一歩踏み込んだ「権利の保障」という言葉を使うことにより、子どもの最善の利益を守り、虐待を防止し、人権を擁護・保障する強い姿勢、責任が見受けられます。 ・保育理念や基本方針、園目標の内容を明示し、クラスや玄関に掲示したり、保育内容説明会で保護者に説明していますが、今年度は、コドモン配信、紙面配布にとどめています ・保育者は子どもの権利について自らの保育の振り返りを行い、セルフチェックシートを活用して、子どもの人権について園内研修を行い、保育の質の向上に努めています。 ・人権について職員2人ずつ、毎年交代で人権担当として定期的に研修を実施し、人権擁護チェックリストや保育のポイント集を活用して、園内勉強会を5回開き、保育の振り返りを行い、子どもの人権や互いを尊重することの大切さを職員間で話し合い、保育内容に反映させています。 ・外国籍の子ども、家庭について、子育ての方針等を伺い、文化の違いや表現等に配慮しています。 		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園の保育理念は「子どもの権利の保障」です。「他人に知られたくない権利」であるプライバシーは本園の理念を保育現場で具体的に活かす重要な取組みとなっています。子どものプライバシーが守られるように、人権研修や各種会議の中で確認されています。 ・年齢や子どもの発達に応じてオムツ交換や着替え等、衝立等で見えないように環境を整えたりすることで個人のプライバシーを保護した保育を行っています。 ・プールや水遊び等で着替えを行う時、カーテンを閉め、少人数で事務室で行うようにしプライバシーを守れるように工夫しています。 ・コドモンでの配信は個人が特定されるような写真は控えています。園内でのドキュメンテーション(写真を主体にした子どもの様子の文書)には保護者からの同意を年初にもらい、写真を掲示しています。 		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯への情報提供は、対象が若年層、又は、中年層であることを重視して、川崎市のホームページや入所案内の動画にもわかりやすく案内が作成されています。区役所にもリーフレットを置き、誰もが見られるようにしています。また、入園希望者向けに、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」や、川崎市保護者向け認可保育所等案内サイト「えんみつけ」に情報を公開し、他園との比較を出来るようにしています。 ・園見学者に対して、保育方針や保育の内容、特徴がわかるリーフレットを適宜見直し作成しています。園案内時に提供し説明しています。園見学は、事前の予約制にし個別対応で行い、必要な最新の情報を伝えています。「子育て相談」のチラシ、「ベビーカースルーで絵本を借りませんか」のよびかけ、中原区保育・子育て総合支援センターと連携して、区役所や子育て支援センターに保育園のパンフレットを置いています。 ・見学者については、コロナ禍で園舎内には入れなくても、写真付き資料を用意し、園長が説明しています。 		
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の開始・変更については、個別に行う入所時面談を通して、保育時間の確認や就労保障、保育を必要とする時間等の確認を丁寧に行い、書面に残しています。特に配慮が必要な家庭、保護者へは、同じ重要説明書を使用しながら適切に説明しています。 ・コロナ禍で一堂に会しての保育説明会は開催できなかったが、資料「保育内容説明」と「園だより」を配布しています。これら資料はわかりやすくイラストや写真を多用し、園の歌、基本理念、乳児の保育で大切にしたい事、幼児の保育で大切にしたい事、保育園の1日、給食、健康、非常災害時の対応、お願い事項、年間行事、持ち物、苦情解決第三者委員についてなど、必要事項が網羅されています。 ・特に配慮が必要な家庭は、職員で情報の共有をし、ぶれのない対応や丁寧な説明をし、援助ができるようにしています。 		
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の転園にあたっては、プライバシーを保護しつつも、川崎市内公立保育園に関しては、引き継ぎマニュアルに沿って文書を作成し、児童票を添付して送り、継続的な保育を遂行できるよう配慮をしています。 ・民間保育所への転園の際は、保護者の承諾が必要です。 ・保育が終了した後も必要に応じて面談・相談を行い、在園中の書類を保存し、主に担任をしている保育士(就学前には年長児担任が主となって)が卒園、転園、退園後もフォローする体制が整えられています。 ・卒園後も1年間はコドモン配信は継続しています。夏祭りの招待などの連絡に使っています。地域と密着している園として、何かあった時にはいつでも戻ってこられる場となるように日ごろから伝えています。 		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会の役員会に園長、園長補佐が参加し、利用者の意見の把握に努めています。その中で把握した課題については、速やかに職員会議で共有し、検討改善に向け取り組んでいます ・保育の取り組みや子どもの姿を写真掲示したり、クラス便りを配布して、保護者に保育園での子どもの様子を伝えています。 ・クラス別懇談会を適切な時期に実施し、子どもの発達の見通しや成長の喜びを保護者と共有することで、家庭と連携して、より良い保育に繋げています。また、個人面談を実施し、必要に応じて複数回行うことで子どもや保護者に寄り添った援助をしています。 ・利用者の満足度を高めるために保育を“見える”ようにと、園廊下は多くの写真や掲示文書が貼り出され、保護者に伝えられています。 ・今年4月着任した新園長が、「園長☆コラム」の配信を始めています。普段見ることのない調理室を写真を多用して紹介したり、「なつまつり」に向けて近所に挨拶行った時の住民の好意的な反応など、詳しく保護者に配信しています。過去歴代の園長たちが地域住民に親しく接したことで、隣接する住民から園の騒音について何一つ苦情が来ないことも保護者に伝え、この園が地域の一員として評価されていることを間接的に情報提供しています。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園の苦情解決第三者委員を、入園前説明会を行う中で知らせ、相談苦情解決は重要事項説明書の最後のページに1ページ使って記されており、玄関、事務室、2階踊り場に苦情窓口、解決者と共に掲示されています。 ・ハートボックス(意見箱)を設置し、意見が出しやすい工夫をしています。 ・苦情があった際は、早期に面談し、内容の把握、解決、対策を検討し、保護者等にフィードバックしています。 ・今年度6件の苦情相談件数があり、掲示板を利用して公表しています。 		
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハートボックス(意見箱)を設置し、意見を出しやすい工夫をしています。 ・配布する「保育内容説明資料」の最後のページを使い、「福祉サービスを利用しているかたなどからの苦情等をうけつけます」とソフトに保護者へ語りかけています。 ・苦情や意見があった時は、保護者の思いを受け止め、早期に話し合いを行い、改善、回答に努める姿勢があります。 ・個別相談も随時行い、担任だけでなく看護師、栄養士、発達相談支援コーディネーター職員等、気軽に相談出来る関係性を大切に、個別の部屋を用意し、ゆっくり話が出来る環境を整えています。 		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの意見や要望に対して、真摯に受け止め傾聴し、アンケートや面談にて意見や要望や相談が出しやすい雰囲気、環境を整えています。 ・ハートボックス(意見箱)の意見は、速やかに改善、対応し、職員会議にて情報を共有し、改善策等を周知しています。 ・苦情・要望のあった6件すべてを公表するは、類似のものが再び出ないようにするためです。今後とも積極的に公表してゆきたい、というのが園長の方針です。 ・意見や要望を振り返る中で、意見交換、話し合いを重ね、保育の質の向上に繋げています。 ・個人面談を定期的に行い、保護者の思いと意見をじっくりと聞いています。 		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園は川崎市中原区の真ん中あたりに位置し、南武線を挟んで内陸にあり、高層の建物はなく、低層の5階建て以下の集合住宅が立ち並んでいます。防災MAPでは、多摩川からの浸水想定地域内にあります。車の通りが少なく交通事故の心配は少ないようです。リスクマネジメントの責任者は看護師が務め、主に園内での園児の事故予防に重点が置かれています。ヒヤリハット、子どもの事故やトラブルなどは誠意をもって対応し、その時の状況、処置を保護者に迅速に、丁寧に伝え、内容により事故検証委員会を開き、中原区保育・子育て総合支援センターへ報告します。再発防止に向けた取り組みと原因分析や検証を行い、1か月後の評価も行っています。 ・事故発生時等、全職員に周知できるようにしており、また保健日誌に記載し、綴って共有し、事故発生後は、複数名で発生要因を分析し、改善、再発防止に努めています。 ・ヒヤリハット集計表を活用し、毎月、振り返りを行い、大きな事故を未然に防ぐと共に再発防止に努めています。 ・看護師が中心となり、「危機管理計画」に基づき、新年度には必ず全職員対象でおんぶ紐、急変時の対応、水遊び時の避難方法、心肺蘇生法、不審者対応、伝言ダイヤルの使い方などの研修を行っています。 ・定期的な安全点検を3人でチームを組んで入念に行い、設備面からの事故防止に役立っています。 		
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年に及ぶ新型コロナウイルスの感染対策も政府により2023年5月をもって終了します。園側も休園などありましたが、抗原検査キットの職員への無償配布がおこなわれ、早期発見できるようになりました。 ・新型コロナウイルス感染症に関しては、フロアごとの人数掲示を行い、発生クラスにはコドモンで配信して知らせています。毎月の「ほけんだより」には感染症情報が掲載され、園玄関の「川崎市内感染者数」や新しい感染者発生の情報も数字もゼロのままです。 ・園側では来園者には手指の消毒、検温をしており、部屋は冬でも窓と入口のドアは時々開けるなど換気に注意し、共用部分の消毒や玩具の消毒など園児の手に触れる場所の消毒を重点にし、嘔吐物の処理は看護師の定期的な園内指導で職員が行っています。 ・保護者への対応は随時、川崎市の通達をコドモンで配信しています。 ・冬の到来とともにインフルエンザの流行が新年2月の『ほけんだより』で警告されております。コロナとインフルエンザの症状の違いなど図入りでわかりやすく説明した文書がコドモンで配信され、保護者の注意を喚起しています。 		
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園は多摩川の「浸水想定地域」になっているため、「浸水害避難マニュアル」を作成し、消防署へ提出しています。集中豪雨の時は建物2階へ避難、多摩川増水時は大戸小学校へ避難します。 ・身を守る方法を身につけられるよう、体験型の訓練を取り入れた防災教育、交通安全教室の実施、また災害伝言ダイヤル訓練を月2回行い、職員、園児、保護者で意識を高める取り組みをしています。 ・ハザードマップ、備蓄リストなど見えやす場所に掲示、非常時にも落ち着いた対応ができるように常日頃から心がけています。 ・職員は危機管理必携カードを持ち、動員区分や参集場所を把握して、災害時に対応できるようにしています。 ・大規模地震<震度6弱>の場合は「臨時休園」となり、園児在園中は「児童のお迎え」となり、保護者への伝達は電話による「災害用伝言ダイヤル」、園からは「緊急メール」の一斉メール配信で連絡が届きます。 ・台風等による風水害の場合は、川崎市からの通達が保育内容説明書に掲載されています。鉄道等の計画運休、避難情報の発令などの場合の想定です。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な保育サービスの実施方法は、保育所保育指針に則った川崎市保育検討委員会作成の「保育の質ガイドブック」と、運営上の各種マニュアル「健康マニュアル」「給食マニュアル」「食物アレルギー対応マニュアル」「保育園運営の手引き」「医療的ケアの手引き」などで決められています。また、本園は開園半世紀に及ぶ歴史があるために、独自のマニュアルが32種類存在します。保育内容については「全体的な計画」で大綱を決め、特に「保育の質ガイドブック事例集」を参考に、子どもの人権を尊重し、プライバシー保護に配慮した保育の実施となっており、各種職員研修を通じて保育内容の周知を図り、職員間で差異のないよう努めています。 ・子どもの人権については特に配慮され、定期的に職員間で討議を図り、保育内容と照らし合わせたり、保護者へも懇談会で人権について話をしています。 ・保育内容としては、指導計画を各年齢ごとに策定し、年間、月間、週案と作成し、乳児と要支援児には個人別の指導計画が作成されてます。本園の場合は中原区のランチ園としての役割を実施するために、「全体的な計画」の中で「新たな公立保育所の機能、ランチ園として」が付加され、「地域の子ども・子育て支援」「民間保育所等の支援」「公・民保育所人材の育成」の事業とその実施方法が具体的に文書化されています。 		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育内容についての標準的な見直しをする仕組みは確立しています。 ・指導計画のフレームは川崎市公立保育園の統一書式であり、その変更は本部の了承が必要です。 ・毎月の乳児・幼児の打ち合せや会議等で評価反省を共有、討議しあうことで見直しています。変更点、改善点は、職員に周知し、内容が必要に応じて反映されています。 ・園行事については、子どもの気持ちに寄り添った、子どもが主体的に行える内容に取り組み、達成感や充実感が味わえるように全職員でサポートしています。 ・行事後には、話し合いを持ち評価反省を行ったり、保護者から感想をもらい次回の取り組みに活かすようにしています。 ・マニュアル類については、市が公表している「健康管理マニュアル」などのマニュアル類と、各園の自由な制定になるマニュアルがあり、園策定のマニュアルについては、「室内環境管理」「園庭管理」「地域子育て支援計画」など、見直しが行われています。 		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市の保育指導計画は、PDCA手法により実施され、記録されています。アセスメントは入園時に一人ひとりの子どもの心身の発達状況や、家庭での養育状況を児童票や健康診断表で把握し、入園後は朝夕の口頭での情報交換、連絡ノートのやり取り、各指導計画(月・週)の実施状況から把握するなど、現在の状況を多方面からの的確に捉えています。 ・PDCAはP・計画は「子どもの姿」「ねらい」欄で作成し、D・実行は毎月の指導計画で全園児が同一の様式で「養護・教育の活動内容」「環境構成・配慮」に基づき実施し、個人ごとの「個別配慮」にも留意しています。C・評価は保育の実践と振り返りを「考察」「自己評価」欄で行い、A・改善は「今後の課題」欄で記入してゆきます。 ・指導計画の策定責任者は園長ですが、案は各クラス担当が作成しています。PDCAサイクルによる見直しや改善を行っており、「見える保育」を提供していくことを職員間で共通認識しています。 ・支援を要するケースについて個別に指導計画を立て検討し、適切な保育の提供を行っています。公立保育所として支援困難ケースへの対応を関係機関と情報を共有し合い、適切な支援を行えるように検討し、園児だけでなく世帯全体をサポートしています。 		
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の指導計画書には保育の評価見直しが、週案で「記録及び考察」、月間で「評価反省」、3ヶ月ごと「期の自己評価」、年間で「自己評価」に各々指導書に記入されています。毎週、毎月、3か月、ごとに「ねらい」を決め、期の終わりに子どもの発達がねらいに沿っているかを各クラス担任は観察して、職員と会議で話し合い、反省・見直しを行う手順です。他職員も共有したりそれに対する意見を伝え、次の保育に反映させています。 ・年間計画は全クラスが3か月ごとに分けて評価見直しをしています。クラスリーダー主導でクラス内での議論の上、園長補佐、園長が期末に見直し、その際、常にPDCAサイクルに基づく検証を行い、変更の必要な部分は職員間で話し合い、合意して次年度の計画作成に反映させています ・日誌、事故報告書、帳票の見直しも行い、マニュアル類の見直し、毎月の職員会議や乳児会議、幼児会議での見直し、4半期ごとの見直しと定期的な見直しが行われています。 		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎公立保育園では、子どもの成長発達を共通様式の書式で令和2年度から、記録・実施しています。新「観察・個人記録」は個人ごとの記録を毎月と3か月の単位で取り、その際発達の「ねらい」とその達成状況が、食事、睡眠、健康、遊び、言語、排泄など7項目について細かくチェックされ、記録されています。「個別配慮」「家庭との連携」「異年齢交流」も併せて記録されております。成長発達記録は、1か月と3ヶ月ごとに児童票に記録されて、5歳まで同じ書式で記入されます。 ・また「週・日指導計画」もPDCA手法に則り、分かりやすく簡潔に記入されています。 ・児童票(個人記録票)には一人ひとりの子どもについての観察・個人記録、健康記録、面談記録、家庭状況、食事、発育個人票を記入し、記録により、個人の成長、発達が確認できるものとなっています。 ・職員間で記録の学びを深め、帳票の記入マニュアルをもとに書き方に差異が出ないようにしています。 ・「手引き」を作成し、会議で配布し、全職員で統一し、記録するだけでなく、過去の記録も見返し、今後に役立っています。 		
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に記載されている児童票、USBは施錠できる棚などで、毎夕その個数を数えて管理しています。 ・棚からの持ち出しの際はチェック表に記名し、返却時に時間を記入しています。 ・園内の記録書はハードを含め「情報資産台帳」で在庫管理され、その名称と数が記録され、毎年更新しています。 ・記録管理者は所属長が行い、職員は個人情報保護規程等を遵守しています。 ・保護者へも個人情報の取り扱いについては重要事項説明書にて説明し、署名の上、文書保存しています。 ・園内での写真・名前の掲示など個人情報などの取り扱いは、保護者に対して重要事項説明書で同意を得ています。顔写真のHPのアップは禁止です。保護者が撮影した動画のスマホやYouTubeへのアップは保護者の善意に委ねています。 ・保育に関する記録の管理責任者は園長です。公立保育園の保育士は通称「行政の保育士」といわれ、児童福祉法上の「保育士の守秘義務」と同時に地方公務員としての「守秘義務」が課せられており、個人情報の漏洩については厳しく問われることを承知して、保育に当たっています。 		

第三者評価結果(下小田中保育園)

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画は保育所保育指針、川崎市保育の質ガイドブックに則り、「子どもの権利条例」及び「子どもを虐待から守る条例」を参考にして作成されています。保育理念である「子どもの権利を保障し…」は全公立保育園の統一理念です。園目標、保育方針は本独自のものです。計画の内容は川崎市がもつ子ども権利条例を具体化した人権の尊重項目、川崎市が展開中の「新たな公立保育所」のランチ園としての3機能、「地域のこども・子育て」「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成」の3事業の具体的な施策、そして保育内容である体づくり、異年齢保育、子どもミーティング、インクルーシブ保育などが盛り込まれています。 ・川崎市立保育所は一律早朝7時から夜20時まで保育時間が長く設定されていますが、本園では夜6時半以降の延長保育利用者はありません。開園はしております。 ・全体的な計画のフォームは統一様式ですが、内容は各園で発達過程、子どもの状況、家庭の状況をふまえ、職員全体で討議し、各々の意見を伝え合いながら作成しています。 ・保護者には保育内容説明資料として添付し、冒頭に詳しく説明されています。 		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園は市街地の真ん中、駅から歩いて7分の場所にあり、周辺には子どもが走り回れる公園が少なく、大きな公園へは30分以上かかります。半世紀前に建築された本園は、園庭が広く、2階のテラスでも走り回れる広さをもちます。部屋数も多く、ゆったりとしています。 ・室温、湿度は、その日の状態に応じて調整し、上部の窓は常に開け、換気に注意しています。 ・床や机、椅子、おもちゃの消毒は保育士が毎日行い、衛生面に十分に配慮しています。 ・本園には用務員が2人おり、掃除や補修も行い、転倒防止対策や修繕等をし、設備の改善を図っています。寝具も丸洗いを行い、衛生的に使用されています。 ・安全点検を3人でチームを組み、毎月実施しています。 ・0、1、2歳児クラスは、遊び布団やマットが敷かれ、身体を休めることができるように配慮し、室内でコーナー分けをし、ゆっくりと過ごせる場所を設定したり、可動遊具を使用して1人のスペースを確保することができます。 ・新型コロナウイルス感染症拡大予防の為、食事の際はパーテーションの使用や、互い違いに配置して午睡をしたり、3、4、5歳児クラスは、マスクを着用しています。 ・トイレの入口には、足形のマークを貼り、次に使う人のためにサンダルが後ろ向きで脱げるようになっているなど、配慮が感じられます。 		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育理念にある「子どもの権利の保障」のなかで「ありのままの自分でいること」が子どもの権利として約束されています。一人一人の違いが認められ、秘密が守られ、人として大切にされる、またホッとできる場所で一人楽しく遊んだり、プライバシーが守れるなど人権が保障されています。 ・「人権擁護のチェックリスト」で年1回全職員が点検を行い、「保育のポイント集」で重要な事項に絞った研修を5回行い、様々な局面での人権擁護、虐待の防止、プライバシーの尊重が要求される場面を勉強し、保育の振り返りを行っています。 ・一人ひとりの思いに目を向けることを大切にしながら、保育することに心がけています。 ・必要に応じてケース検討し、自分たちの保育を振り返ることで、適切な関わりについて日々学びながら、保育の向上に努めています。 ・家庭と連絡を密に取りながら、子どもの状況を把握し、受け止められるようにし、子どもの言葉、表情、しぐさ等の発信に気づき、応答的に関わることを大切にし、やさしい気持ちと声掛けのトーンに保育者は気をつけて、ありのままの自分でいいよ、と日々の保育で子どもに寄り添い、一人ひとりを大切に、向き合っています。 ・子どもには言葉よりも目で見てわかる視覚的要素のあるものを活用し、看護師、栄養士、保育士の「三者連携集会」で子どもに見てわかるもの、イラストなど多用し 園内のあちこちに掲示しています。 		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～5歳までの年齢ごとの目標と成長、発達の目安を全体的な計画で示し、年初の保育内容説明会で保護者には説明しています。子どもの育ちを見通し、発達に合わせた年間計画、月案、週案、デイリープログラムを作成し、基本的な生活習慣が身につくよう進めています。計画書では保育士の援助、配慮が「健康」「環境構成」欄で各年令ごとに示されています。 ・手洗い、着替え、食事、支度、排泄など、具体的な習慣づけは個人差はあるものの、ほぼ2歳で獲得されるとクラスリーダーの保育士は述べています。 ・子どもが興味を持てるよう絵本の読み聞かせや、絵カード、写真、イラストを使用した援助を行っています。興味をもったタイミングでやりやすい方法を知らせ、達成感が得られるように介助しながら少しずつ進めています。 ・出来る、出来ないではなく、自分の気持ちや意欲を大切にしている保育を行っているのです。 ・子どもが自分から取り組み、出来たことを感じられるように主体性を大切に保育を心がけています。 ・食事の際の箸の使い方は3歳から導入していますが、家庭で箸を使うシーンに興味を持ち、友達も使っているなど周囲の状況から興味を持つようになれば、習得は早いようです。 ・栄養集会や健康集会など三者連携を計画的に行い、子どもたちに基本的な生活習慣を身につけることの大切さを知らせており、デイリープログラムでは食事の際のお箸の使い方は3歳から導入する計画です。、子どもの生活リズムを整えてあげる手助けをしています。 		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主体的な活動ができる環境を整備することが、保育理念を実現させる最も有効な手段であることを職員は十分認識しており、日々の保育配で、種々配慮をにじませています。 ・子どもの発達年齢や動き、興味関心、季節等に合わせて遊具や絵本を入れ替えたり、子どもが自分で遊びを選び、好きな遊びを楽しめるような環境構成を整え、子どもが主体的な遊びを展開出来るようにしています。 ・園庭やテラスを活用し、戸外で遊ぶ時間や環境を確保しています。 ・生活や遊びを通して友だち等と人間関係が育まれるよう援助し、集団生活を送る上での社会的ルールや態度が身につけられるように保育にあたっています。 ・虫探しができる環境作りや色水遊びができる草花の栽培を心掛けています。 ・園外散歩では、地域の方との積極的な挨拶を心がけています。 ・老人会、獅子舞など多様な世代や地域との関わりを持てる機会を作っています。 ・日本の主食であるコメを、苗植えから収穫まで半年間かけて実体験することにより、コメの大切さ 食文化の伝統を体得させています。JAからの材料の提供を受け、年長児一人一人が己のバケツに種苗を植え、育ちを観測しながら秋になり、青い稲と稲穂が黄金色に変わってゆく様を見て、やがて稲穂を刈り取って脱穀して 白米にする一連のプロセスを自ら体験することでコメ作りの大変さを覚え 最後におにぎりにして「おにぎりデー」に食べるまでをカリキュラム化したものです。 		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの生活リズムを大切に、発達に合わせた環境設定や遊具の入れ替えを行い、生活の流れには幅をもたせ、ゆったりと生活できるように計画しています。 ・0歳児9名を3グループに分け、1グループを3人の保育者が担当する柔らかな担当制を取っています。本園には基準以上の保育士や会計年度任用職員<保育士有資格者>がいるので、これが可能になっています。 ・愛着関係の基礎を築くため、愛情豊かに応答的な関わりやスキンシップを図り、十分に満足感を得られるようにしており、柔軟な担当制を持ちながら共通した視点で子どもの姿を見守り、信頼関係を築いていけるようにしています。 ・離乳食や栄養面については、栄養士と面談や連絡ノートでのやりとりを実施しています。 ・本園には常勤の看護師がおり、健康面でバックアップしています。 ・送迎時の会話や連絡帳、個人面談、クラスだより等で家庭支援を行っています。 		

【A7】	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園には保育室に余裕があるために、1歳児と2歳児の部屋の間「1、2歳児」の部屋を設け、「混合保育」を園開設以来行ってきています。1歳児12名のうち高月令児4人と2歳児の低月令児6名を一クラスとしてまとめ、「1・2歳児」部屋にいれ、混合保育を1年間行います。1歳児が8名、1・2歳児が10名、2歳児が11名と、各々独立した部屋に入ることによって少数クラスとなります。年度末には1・2歳児部屋のこどもは元の学年に戻り、年初には新しく1・2歳の部屋が編成されます。これが本園の伝統的な保育手法です。少人数のクラス保育のため、メリットは1歳児には憧れ、まねができて、2歳児には優しさ、教えるなどあるようです。この年齢の子どもはひっかき、かみつきが多いのが特長ですが、この部屋からはケガが格段に減ったというデータがあります。長年続いている伝統として定着しています。 ・身の回りの事を自分でできるように、やり方を知らせ、難しい所は援助しながら達成感が持てるような関わり方をしています。 ・園庭がある環境を十分に活かし、探索活動を楽しめるようにし、自発的に遊びを見つけられるような設定や関わりをしています。 ・思いを代弁したり、相手の思いを伝えたりしながら他児との関わりを援助しながら、異年齢での交流をしたり、園庭やテラスでの関わる機会を設けています。 		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長する様子は連絡帳やクラスだより、ドキュメンテーション等で集会や行事の時の模様をわかりやすく保護者に知らせています。また、個人面談や保育参観を実施し、保護者支援を行っています。 ・デイリープログラムが各クラスにあり、保育士の動きは朝のルーティンワークとして、子どもの行動ごとに対応の仕方が決められています。朝の受け渡し時に健康面(健康チェック表、検温の実施)は、特に保護者との連携により一人一人の状況を把握しています。 ・養護だけでなく、教育の部分も遊びや生活の中に取り入れ、自分で選べる力を育て、自発的な発言、行動等が取れるようにしています。各年齢に応じた保育の進め方を担任間で確認共有し、各学年のデイリープログラムでに基づき年齢に応じた活動を展開しています。 3、4、5歳児を対象に異年齢活動を毎週1回「すまいるデー」という名称で実施し、園庭や室内でリズムを行い、しなやかな身体作りを目指し、取り組んでいます。「なかよし劇場」「こころはひとつ」などの行事を通し、3、4、5歳児クラスの一体感を育み、保育士も子どもと一緒に楽しんで保育を行い、無理なく発達を促しています。 ・子ども達から発せられた言葉、子どもたちが編み出した遊びを無視せずに、これら発想がおもしろさを基にしたものを行事にとり入れ、劇ではストーリーをつくることで子ども達にはやる気を起こさせる、などこどもに主体的な動きを促しています。 		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在障害児は複数おり、グレーゾーンの気になる子どもは各クラスにおりますが、特別に意識することなく保育は行われています。インクルーシブ保育は公立保育園として子育ての拠点園(ランチ園)としての役割の1つでもあり、積極的に受け入れています。新しく制定された医療的ケア児支援法の施行により、本園でも必要な設備が整ったので<スペースの確保、ベッドや洗面台新設>、令和5年4月より、医療的ケア児の受け入れを予定しております。看護師が常時必要なため、不在の場合は保育総合支援担当看護師が派遣される仕組みができております。医療的ケアを要する子どもは病院でのケアだけでなく、保育所で他児が受けている保育と同じ保育を受ける権利があるという平等の考えから、全ての子どもが共に育ち合えるようこの制度が生まれたものです。 ・職員も研修を受け、準備ができています。 ・発達相談支援コーディネーターが2名おり、クラス担任を勤めながら専門性を生かして、各クラスのケースを把握し、情報をまとめ、職員に周知しながら子育てに悩む保護者の不安に寄り添い、相談相手になり、ケースカンファレンスを行ったり、会議でケース報告やケース検討を行っています。また、地区内の民間保育園からエリア担当を通じて相談を受けたりしています。 ・会議等でクラスや子どもの状況を他職員にも周知し、情報提供をして課題や配慮を職員間で検討しています。保護者とも連携し、様子を知らせ合う中で、より安心安全に生活出来るように援助しています。 		

【A10】	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園には夕方6時半以降の延長保育児はおりません。コロナ禍による在宅勤務、駅近という立地から保護者の就業形態が変わり、長時間勤務が少なくなっているようです。 ・年間計画、月間計画では「長時間保育」の項目は姿を消し、全体的な計画の、「保護者に対する子育て支援」の項目の中で「長時間保育における早出、延長保育の実施。補食の提供、延長時の器具の手入れ、入れ替え、一人一人とじっくり向き合える時間とする」との計画が見て取れます。 ・現実に一人でも夕方の利用者が現れた場合にも、すぐ対応できる人員配置は可能です。 		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共有し、円滑な小学校への接続を図るよう、「全体的な計画」の中で「小学校との連携・接続」が掲げられています。コロナ禍で小学校との交流が途絶えています、散歩の途中で進級する小学校の校舎を見たりしてイメージを形作っています ・幼保小連絡会議で年長児担当が参加し、小学校の担当の話聞き、準備を進めています。 ・保護者懇談会や個人面談により子どもの就学に向けた内容の確認をしています。 ・5歳児の後半から「水筒や上履き」「マスクの使用」「立って靴をはく」「着替える」「ティッシュ・ハンカチの練習」「時計を意識して生活するように」、また、「午睡を段階的に無くし」、小学校に向けて少しずつ無理なく身に付けていけるよう配慮しています。食事の時間を25分以内で食べさせることや、手伝いの当番を決め、人数確認をして事務室へ報告したり、給食当番がテーブルを拭いたり、片づけをしたり、絵本の当番は絵本を整理したりして、自立したこどもに近づける準備もあわせて行っています。 ・児童要録の内容は関係職員で確認し、小学校に申し送りをしています。 		

A-1-(3) 健康管理	
【A12】A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理マニュアルに基づき健康管理年間計画を作成し、常に確認しながら子どもの健康管理をし、視診時には気になることがあれば担任より報告、相談を受け経過を観察し、保健日誌に記載し、全職員が共有できるようにしています。保護者へも状況を伝え翌日には家での様子を確認しています。 ・0、1、2歳児クラスは、生活記録連絡票、3、4、5歳児クラスは、検温チェック表をもとに健康状態を把握し、保育中の様子や変化に気づけるようにしています。保健日誌も職員一人ひとりが保健日誌に目を通すことで怪我、病気等の状態の周知、共有しています。 ・新年度には健康管理年間計画を作成し、入園のしおりに綴じ、保護者にも知らせています。 ・入園前面談の際には、家庭での寝方を確認し、SIDSの危険性について知らせ、家庭と保育園で一緒に取り組んでいることを説明しています。午睡時には、年齢ごとのチェック表を用いて確認している。 ・新年度には、職員への研修(SIDS及び睡眠中の事故防止について、嘔吐処理、心肺蘇生法、おんぶひもの取り扱い等)を実施しています。 ・月1回保健だよりを発行し、病気や予防の援助等保健指導を実施しています。 ・子どものけがなどについては、保護者へ状況等を丁寧に伝えていくとともに、職員間ではヒヤリハットの記入や事故検討委員会を実施し、事故の検証や、再発予防に努めています。 	
【A13】A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園医健診は、0、1歳児クラスは2か月に1回、2歳児クラス以上は年2回実施し、指摘された内容(喘鳴等)は、「すこやか手帳」に記載し、保護者へその日に伝えています。個人情報に配慮しながら、適切に結果を伝えています。 ・歯科健診は年1回実施し、結果を職員に周知し、保護者にも伝え、必要に応じて看護師、栄養士は相談やアドバイスを行っています。歯科検診後は保健だよりにて関連した内容を配信しています。 ・看護師、栄養士、保育士の「三者連携の集会」や保健指導の中で、健康に関することを子ども達にわかりやすく伝え、その日のうちに写真掲示で保護者と共有しています。 ・「すこやか手帳」で、予防接種や身体測定の記録を残し、把握しています。 	
【A14】A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある子については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、医師の「除去食申請に対する主治医意見書」を「川崎市健康管理委員会」に提出し、認定を受けて取り進めています。 ・除去食内容についても継続的に医師の指示を得て進めています。 ・前月末に当月の除去食メニューを作成し、「アレルギー児連絡ノート」に記載し、保護者の承諾を得ながら進めています。また、医師への定期的受診を奨めています。 ・誤食事故が起こらないように給食スタッフとの確認、保育士同士のダブルチェックを徹底しています。提供時には、トレーを使用(別盆)し、座席の工夫、食後の手洗いを実施しています。おかわりの提供については、調理担当者に確認を行い、給食室から提供されたものをおかわりとして配膳しています。 ・除去食メニュー表で、持参品の事前確認を行い、ミーティングノート、クラスの引継ぎ簿に記載しています。 ・栄養士は子どもの安全を第一に、定期的アレルギーの研修に参加し最新の知識を得ています。 ・疾患のある子どもの健康情報を記載し、保健日誌に綴じ、全職員に周知、把握しています。 ・子どもが安心して園生活を送れるよう、栄養士、看護師とともに保護者との連携を図り、こまめに状況を伝え合っています。 	

A-1-(4) 食事	
【A15】A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育年間計画を作成し、楽しく食べることを目標に保育の中に取り入れています。 ・0、1、2歳児クラスにおいては、個人発達に合わせ固さ、大きさを調整して提供しています。食器については、立ち上げ皿を使用しています。 ・盛り付けについては、減らし皿をつけ、クラスで個人での調整を行っています。 ・年齢、発達に合わせた食事の提供ができるよう、机、椅子の高さの調整を行うとともに、楽しく落ち着いて食べられる雰囲気作りや環境設定を行っています。 ・栄養士による、給食だよりを月1回発行し、季節の食材を用いた食育を行い、興味関心をもって食べることを楽しめるよう援助をしています。 ・園には栄養士、看護師、保育士の「三者連携グループ」があり、三者が協力し合って、「食育」「感染防止」「歯磨き」などの教宣活動を盛り上げています。子どもたちには具体的な栄養などの話をすることで、食事の楽しさや、色々な栄養の必要性を伝え、食への意欲につなげています。 	
【A16】A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各クラスの残食量などを記入した喫食簿、また、栄養士の巡回を通して、子どもの好き嫌いや食べられる量を把握し、対応しています。 ・献立は川崎市で統一のものを使っています。これらは季節の食材を取り入れたり、地域の郷土料理や世界の食文化を取り入れたものになっています。 ・衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」や川崎市作成の「保育園給食の手引き」に基づいて行い、衛生面での見直しを定期的に行っています。 ・感染症対策では、透明版パーテーションを使用し、顔が見えるよう工夫しています。 ・行事食や誕生日プレート(3、4、5歳児クラス)を提供しています。 	

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・0、1、2歳児クラスでは、生活記録連絡票、3、4、5歳児クラスでは、保育記録を記入し、保護者との情報交換にしています。 ・懇談会や個人面談、保育参観、一日保育士体験(コロナ禍以前)の実施をしています。 ・送迎時の会話やクラスだより、写真・コメントで構成されるドキュメンテーション、行事の中で、子どもの成長を保護者と共有できるようにしています。 ・行事や散歩など、その日に行った事に対してその日のうちに写真掲示やコドモンで伝えています。 ・保護者と連携して、子どもの育ちを共有し、喜び合いながら、保護者の考えや子育ての価値観を尊重しています。 ・よい姿、課題の共有、成長を喜び合う機会を持ち、連携して親子ともに安心して保育園に通うことができるよう支援しています。 		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員と保護者は、日々のコミュニケーションや行事の場面をとらえ、成長を共有し、安心感や信頼関係につなげています。 ・個人面談や保育参観、一日保育士体験、懇談会等を実施し、必要に応じて看護師・栄養士・発達相談支援コーディネーターとの面談なども行い、支援しています。(保育士体験はコロナ禍のため未実施。懇談会は形を変えて一部実施。) ・個人面談や保育参観、相談は、保護者の就労に合わせて、曜日や時間を設定できるようにしています。 ・発達相談支援コーディネーターによる、個別相談会(土曜日)を開催しています。 ・保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びが感じられるよう関わっています。 		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の変化を見逃さず職員間での連携や情報共有や経過観察をし、早期発見、早期対応を心がけています。 ・児童家庭センターとの密な連絡を取り合い虐待の恐れのある家庭、あるいは要注意家庭に対して早期発見に努めています。疑いを感じた段階から記録に残し、状況把握に努めています。 ・川崎市児童虐待対応ハンドブックを取り入れ、職員も研修を受け情報を得て全職員へ周知しています。 ・川崎市が主催する虐待防止に関する研修に参加して常に新しい内容を共有しています。 ・園では人権の学習を定期的に行っています。 		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末に全職員の自己評価を行い、園長、園長補佐はこれをまとめ上げ、各評価項目の評価数字を分析・解析することで本園の潜在的課題が浮き彫りにし、次年度の事業計画の改善課題として取り上げます。 ・まとめた「自己評価結果」は職員会議でも発表され、職員間で議論し、園内に掲示して保護者にも伝えていきます。 ・自己評価のベースとなるのは、月案、週案での「振り返り」から導かれるもので、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮して振り返りを行っています。 ・並行して職員は「キャリアシート」を作成し、自己評価での反省を踏み台にして、次年度どう自らが成長するか「成長目標」を掲げた「目標管理」を打ち出し、川崎市行政との個人面談で、アドバイスを得て進めます。 		